



中小企業の皆様

申込先着 10 社の
計画策定を無料サポート！

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画を策定 しましょう！

平成 28 年 4 月 1 日から女性活躍推進法のもと、常時雇用する労働者が 300 人以下の中小企業は、一般事業主行動計画の策定・届出などが努力義務となっています。

八戸市では、平成 30 年度「女性活躍推進支援事業」として、皆様の行動計画策定の作業をお手伝いします。この機会に行動計画を策定して社員の活躍を後押しし、人材の確保や業績向上につなげてみましょう。

一般事業主行動計画とは

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する現状を把握、課題を分析し、その課題に基づいた目標を設定、達成するための行動計画です。

行動計画には、①計画期間、②数値目標（1つ以上）、③取組内容、④取組実施時期を定めます。

<ステップ1>
自社の女性活躍に関する現状の把握、課題分析



<ステップ2-1>
行動計画の策定、社内周知・外部への公表

<ステップ2-2>
女性の活躍に関する情報の公表



<ステップ3>
行動計画を策定した旨を青森労働局へ届出

ステップ2
までお手伝い
します！

女性活躍推進に取り組むと・・・

女性が活躍できる職場づくり

→様々な人が働きやすい職場

人材の
確保・定着

生産性の
向上

一般事業主行動計画を策定すると
こんなメリットも！

- ・公共調達による加点評価
- ・日本政策金融公庫の低利融資
- ・両立支援等助成金(目標を達成した場合)
- ・青い森信用金庫の低利融資

八戸市女性活躍推進支援事業

○対象

八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）内に本社がある常用労働者数 300 人以下の企業

○事業内容

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の<ステップ1>及び<ステップ2>（上記参照）について、事業の受託者である青森県社会保険労務士会八戸支部の社会保険労務士が無料で支援します。

○募集企業数

10 社（平成 30 年 8 月 1 日～12 月 10 日 先着順）

申し込みから支援までの流れ・申込書は、裏面をご覧ください。

お申込から支援までの流れ

①企業様から八戸市（市民連携推進課）へ申込（メール・FAX・電話・持参）



②八戸市から青森県社会保険労務士会八戸支部（事業受託者）へ連絡



③青森県社会保険労務士会八戸支部（事業受託者）所属の社会保険労務士から企業様へご連絡・ご訪問



④支援実施（課題分析・目標設定・取組内容設定のご相談から届出書類作成まで）

策定支援申込書

企業等名称	(担当者:)		
業種		常用労働者数	人
住所	〒 -		
本社所在地	同上 (市・町・村)		
電話番号			
メールアドレス			

※ご記入いただいた情報は、事業受託者である青森県社会保険労務士会八戸支部と共有し、女性活躍推進支援事業を実施します。

【お問合せ・お申込み先】

八戸市 総合政策部 市民連携推進課 男女共同参画グループ

TEL 0178-43-9217 (直通) FAX 0178-47-1485

MAIL renkei@city.hachinohe.aomori.jp